



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 160/2024年4月号

発行日：2024年4月22日

国会では、自民党の裏金問題による引責が取りざたされています。会計士としてはこのようなニュースを見ると、どのように帳簿記載からすり抜けられたのかということ进行を考察してしまいます。本部で売上が過少計上されたのか？本部で売上は適正に計上されたが支部への振替が実態と違う項目だったのか？本部では適正に振替計上されたが支部では未計上だったのか？そして各パターンで、誰がどのようにチェックを行えば不正を発見し問題提起できたのか？完全なる職業病かと思ひます。

さておき不正に関わった議員たちは、国民たちへの説明、しかるべき対応をしていただきたいものです。

最新情報（2024年3月1日～2024年3月31日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 3月22日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年3月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 本改正は、2022年7月25日付けで倫理規則が改正され、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity :PIE）である場合、報酬関連情報の開示が要求事項として新設されたことを受け、2023年7月28日付けで監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。	2024年 3月31日以後 終了する年度
2024年 3月29日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査」	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間 終了

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		<p>の留意事項（中間報告）」の改正について」（公開草案）の公表について</p>	<p>内部統制の実効性の向上を図るため、2023年4月に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」が公表され、さらにこれを踏まえて、同年7月28日付けで財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正され、同年9月に財務報告内部統制監査基準報告書第1号周知文書第1号「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（2023年4月）等を受けた内部統制監査上の留意事項に関する周知文書」が公表されました。本改正は、これらの内容を銀行等金融機関の内部統制監査における留意事項に反映させるため、業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」の見直しを行ったものです。また、今回の改正に際して、監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づいた構成への組替えや、金融検査マニュアルが廃止されたことに伴う見直しも併せて行いました。</p>	
--	--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 3月22日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2024年3月18日開催の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本改正は、2023年（令和5年）5月の医療法の改正により、2024年（令和6年）4月1日から、公認会計士又は監査法人に</p>	2024年 4月1日

		改正について」の公表について	<p>よる監査の対象となる地域医療連携推進法人の範囲が変更されるなど、地域医療連携推進法人制度の改正が行われることを受け、見直しを行ったものです。</p> <p>本改正は、2024年4月1日から適用されます。</p> <p>本実務指針の改正に当たっては、2024年1月19日から2024年2月19日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、特段意見は寄せられませんでした。</p>	
2024年 3月26日	実務 指針	「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A等の一部改訂について	<p>「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A等（以下「Q&A」という。）の一部改訂について、公表しましたのでお知らせします。</p> <p>今回の改訂は、実務上の論点となる事項について明確にするため、総務省及び日本公認会計士協会の両者で検討を行ったものです。</p>	2023年度

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 3月8日	お知らせ	【解説記事】「国際監査・保証基準審議会（IAASB）公開草案 国際監査基準（ISA）240 「財務諸表監査における不正」の改訂について」の公表	<p>2024年2月6日に国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）から国際監査基準 240（改訂）の公開草案が公表されました。</p> <p>本公開草案の解説記事を IAASB ボードメンバーの甲斐幸子氏に執筆いただきましたので、お知らせいたします。</p>	—
2024年 3月19日	公開 草案	「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正」（公開草案）の公表に	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正（2022年10月13日）の公表に伴い、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」（以下「本報告書」といいます。）について所要の見直しを行ってまいりました。</p>	—

		ついて	このたび見直しを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
2024年 3月21日	意見	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の改正案に対する意見について	2024年2月8日に金融庁から、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の改正案が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該改正案に対するコメントを取りまとめ、2024年3月11日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2024年 3月22日	実務 指針	会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、2024年3月18日に開催されました常務理事会の承認を受けて、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）を2024年3月22日付けで公表しましたのでお知らせします。	—
2024年 3月22日	公開 草案	会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正について（公開草案）	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）から2024年3月22日に公表された企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「中間会計基準等」という。）に対応するため、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）について見直しを行いました。今般、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間 終了
2024年 3月28日	報告書	「四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書第2号「独立	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2024年3月18日開催の常務理事会の承認を受けて、「四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務情報に対するレビュー」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表いたしましたので、お知らせいたします。	—

		<p>監査人が実施する期中財務情報に対するレビュー」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について</p>	<p>本改正等は、2024年3月27日に企業会計審議会から公表された「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」を受けて、検討を行ったものです。</p> <p>四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の主な改正内容及び期中レビュー基準報告書第2号の概要につきましては、別添の「期中レビュー基準報告書第1号（改正四半期レビュー基準報告書第1号）及び期中レビュー基準報告書第2号の概要」をご参照ください。</p> <p>本改正等の取りまとめに当たっては、2023年12月22日から2024年1月22日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられたコメントへの対応を行ったほか、所要の修正を行っております。公開草案に寄せられたコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますのでご参照ください。</p>	
2024年3月28日	研究報告	<p>「期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2024年3月18日開催の常務理事会の承認を受けて、「期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>本実務ガイダンスは、四半期財務諸表等に適用される財務報告の枠組み及び期中レビューに関して理解が必要と思われる事項について、会員の参考に資するためにQ&A形式によって解説を提供するものです。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「四半期報告書制度廃止に伴う、各会社の動向について」

・2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、第212回国会（臨時会）において可決され、2024年4月から四半期報告書制度を廃止することが決定されています。具体的には、上場企業等の第1・第3四半期報告書が廃止され、第2四半期報告書が半期報告書に変更されます。

・これを受けて、2024年3月27日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正（以下、「本改正」という）を公表しました。

・本改正は、当該四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（連結財務諸表規則）」および「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うものです。

・本改正は、四半期報告書制度の廃止にあわせて、2024年4月1日から施行されます。

東光監査法人においても、四半期報告書制度廃止によって今後の監査契約内容をどうするか、各クライアント様よりお問い合わせを多くいただいている状況です。パターンとしては、以下の3パターンが考えられます。

- ① 従来と変わらず、期中レビュー（従来の四半期レビュー）を実施し、期中レビュー報告書（従来の四半期レビュー報告書）も受領する
- ② 従来と変わらず、期中レビューは実施するが、期中レビュー報告書は受領しない
- ③ 1、3Qについて何もしない

記事記載時点ですが、BIG4 や他監査法人からの情報や、実際の東光クライアント様のご依頼を集計考察すると、パターンとしては①か②が多いように思われます。

パターン③のメリットとしては、いわずもがな、低コスト、会社負担減となりますが、何もなかった場合の後からの遡及修正対応や、監査役等からの要請から、それらのメリットよりもレビュー実施を選択する会社が多いということかと思われます。

いずれのパターンを取ったとしてもメリットデメリットがありますため、各クライアント様に合った状況でご契約の検討をお願いしたいと思えます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703